

島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用規程

(目的)

第 1 条 この規定は、島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークを適正に普及させ、もって島根半島・宍道湖中海ジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(図柄)

第 2 条 ロゴマークの図柄、色指定は、別図 1 のとおりとする。ただし、モノクロで使用する場合はその限りではない。なお、背景色が白以外の場合の注意事項を別図 2 に示す。

(使用対象者)

第 3 条 次号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び島根半島・宍道湖中海ジオパークの理念に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用のおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) その他、会長がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用料)

第 4 条 ロゴマークの使用については、当分の間、無償とする。

(使用承認の申請)

第 5 条 ロゴマークを使用するものはあらかじめ「島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク等使用承認申請書（様式第 1 号）」に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、申請を承認する場合は、申請者に対し、「島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク等使用承認書（様式第 2 号）」を交付するものとする。

(使用期間)

第 6 条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して 1 年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定す

る使用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第7条 第5条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、使用承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められたものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の順守事項)

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (2) デザインの改変などの応用使用は、しないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用変更承認書（様式第4号）」を交付するものとする。

3 前項に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 会長は、使用承認を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマークの使用について、申請時に遡って承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情の処理)

第11条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則（名称変更）

この規程は平成 29 年 11 月 21 日から施行する。

附則（名称変更）

この規程は平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

別図 1

「ロゴマーク」(カラー)



島根半島・宍道湖中海
ジオパーク

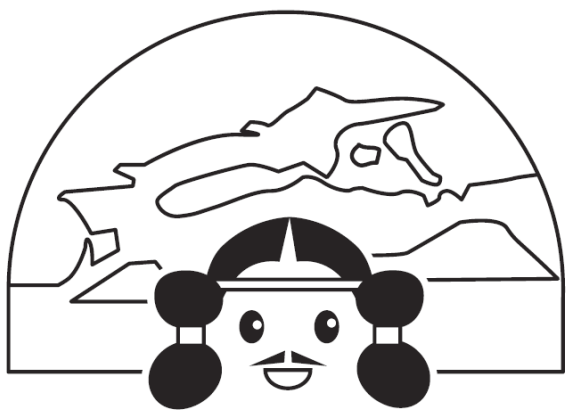


Shimane Peninsula and Shinjiko
Nakaumi Estuary Geopark

黄緑	C30	青	C90	オレンジ	C11.62
	M0		M50		M59.67
	Y100		Y0		Y79.79
	K0		K0		K0

ピンク	C0	黒、文字	C0
	M51.37		M0
	Y14.51		Y0
	K0		K100

「ロゴマーク」(線画)



島根半島・宍道湖中海
ジオパーク



Shimane Peninsula and Shinjiko
Nakaumi Estuary Geopark

別図 2

以下のような使用を禁止する。

①背景を白以外にする



②背景を白以外にし、古代人の顎を付け加える



様式第 1 号（第 5 条関係）

平成 年 月 日

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会会長 様

島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用承認申請書

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

下記のとおり、島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマークを使用したいので申請します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用期間（最長 1 年間とする。）

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

3 作成数

4 連絡先（担当者、電話番号）

5 添付書籍

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）、その他使用承認に必要な書類

様式第 2 号 (第 5 条関係)

く GP 第 号
平成 年 月 日

様

島根半島・宍道湖中海 (国引き)
ジオパーク推進協議会
会長

島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用承認書

平成 年 月 日付けで申請のありました 島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマークの使用については、以下のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 承認番号

平成 年度 く GP 承認 第 号

3 使用期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 注意事項

- (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用規程を遵守すること。
- (2) 世界ジオパークネットワークが定めたガイドライン及び島根半島・宍道湖中海ジオパークの理念に反しないこと。
- (3) ロゴマークの使用の承認内容どおりに使用すること。
- (4) 使用の承認に係る完成品を速やかに提出すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

平成 年 月 日

島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会会長 様

島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用変更承認申請書

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

平成 年 月 日付け承認番号平成 年度 く GP 承認 第 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第4号（第9条関係）

く GP 第 号
平成 年 月 日

様

島根半島・宍道湖中海（国引き）
ジオパーク推進協議会
会長

島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用変更承認書

平成 年 月 日付けで申請のありました 島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマークの使用変更については、以下のとおり承認します。

記

1 承認内容

【変更前】

【変更後】

2 使用期間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

3 注意事項

- (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパークロゴマーク使用規程を遵守すること。
- (2) 世界ジオパークネットワークが定めたガイドライン及び島根半島・宍道湖中海ジオパークの理念に反しないこと。
- (3) ロゴマークの使用の承認内容どおりに使用すること。
- (4) 使用の承認に係る完成品を速やかに提出すること。